

## アクション・プラン2.(3)の「一体的な実施」に係る提案(所沢市)

### 【提案内容】

#### 1 「生活保護受給者・住宅手当受給者等」に対する就労に関する支援

##### 《趣旨》

平成20年秋のいわゆるリーマンショック以降、被保護世帯は全国的に急激な増加を続けており、中でも失業・解雇などにより、稼働能力があるにもかかわらず「仕事に就けないこと」を理由に生活保護に至る「その他世帯」と分類される世帯が急増している。

当市においても例外ではなく、平成19年度末に11.9%であった“その他世帯”は、直近の平成23年1月末の統計では24.4%と2年間で倍以上にまで増加している。

このため、稼働能力がある者の経済自立を一日も早く実現することが求められており、市としても独自の就労支援員の雇用や埼玉県が実施する生活保護受給者チャレンジ支援事業などを活用し、所沢ハローワークとの連携を図りながら進めているところですが、なかなか就業率は向上していないのが実情です。

このため、生活困窮者等への就労支援のメニューの一つとして、市と埼玉労働局による協議会を設けるとともに、業務運営の基本的事項を定める協定を締結して緊密な連携を図りつつ、生活福祉課の相談窓口就労支援ナビゲーターを配置し、ハローワークの端末を1台設置して、生活福祉課の窓口においてもハローワークと同様な職業相談・職業紹介ができる、ハローワークと福祉事務所が一体的に就労を支援するための体制整備、について提案するものです。

##### 《具体的な内容》

- (1) 対象者： 生活保護受給者、住宅手当受給者、その他低所得者などで就労が可能であるが仕事に就けない者
- (2) 相談場所： 所沢市役所生活福祉課窓口
- (3) 相談体制： 就労支援ナビゲーター(1人～2人)による職業相談・職業紹介  
ハローワークの求人検索機 1～2台 (必要に応じて専用プリンター)  
ハローワークの職業紹介端末 1～2台
- (4) 開始時期： 平成23年度の出来るだけ早い時期から

#### 2 若者就職応援フェアの一体的実施

##### 《趣旨》

平成20年秋以降の経済不況下において、若年者(年齢15歳～概ね39歳まで)の失業率は10%近くまで高まり、就業者の身分も非正規雇用が多い状況であり、早期離職率も高水準で推移している。

このような状況に対して、地域による若年者対策への主体的な取組を推進するため、職業・能力開発等に関する情報提供、キャリア・コンサルティング、職業紹介等の雇用関連サービスを定

期的にワンストップで提供することが有効と考えられる。

このため、国が進めている「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」に掲げられた「公共職業安定所（ハローワーク）」と当市行政の「一体的実施」を利用し、以下のプランを提案するものである。

≪具体的な内容≫

- (1) 名 称：若者就職応援フェア in プラザ Part 1～4
- (2) 目 的：職業・能力開発等に関する情報提供、キャリア・コンサルティング、就職支援セミナー、職業紹介等の雇用関連サービスを提供し、若者の就職に向けた支援を行う。
- (3) 対 象：おおむね39歳以下の求職者
- (4) 日 時：Part1 平成23年 6 月13日（月）～15日（水）10:00～18:00  
Part2 平成23年 9 月12日（月）～14日（水）10:00～18:00  
Part3 平成23年11月12日（月）～14日（水）10:00～18:00  
Part4 平成24年 2 月13日（月）～15日（水）10:00～18:00
- (5) 場 所：西武新宿線航空公園駅 駅ビル2階 ハローワークプラザ会議室ほか

(参考)

◎必要となる備品類等（予算化が必要なもの）

- ・就職セミナーにおける講師謝礼  
20,000 円×4 回=80,000 円
- ・会場に使用するパーティションの借料  
30,000 円×4 回=120,000 円
- ・会場内の観葉植物の借料  
5,000 円×4 回=20,000 円

◎開催による効果（対応できるニーズ）

- ・キャリア・コンサルティングにより、自分のキャリアの棚卸しができ、新たな就業への展望が可能となりやすい。
- ・就職セミナーを受講することで、就職活動におけるノウハウが得られる。
- ・キャリア・コンサルティングや就職セミナーと合わせ、職業紹介をワンストップで受けられるので求人選択における効果・効率が高い。
- ・若年求職者が就労に向けた支援を全般的に受けられるので、就業意欲を高めることができる。

◎市の第5次総合計画との整合性

- ・第5章産業・経済の施策体系のなかの、「5労働・雇用環境」中の「3労働環境の向上をめざします」で位置付けている若年者の就労支援に該当する。  
(計画コード 553)